

令和 3 年度
富津市社会福祉協議会
事 業 計 画

社会福祉法人
富津市社会福祉協議会

令和3年度富津市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

我が国は平均寿命が延びる反面、高齢化の進展等によって社会構造が大きく変化し、富津市においても人口の減少や少子高齢化、単身世帯等の増加によって様々な地域課題を抱えており、従来の福祉制度では対応しきれない複雑・多様化した問題が顕在化しています。更に、長期化するコロナ禍における生活様式の変化は、離職や収入減による生活困窮世帯の増加にもつながっております。

このような中、平成30年4月改正の社会福祉法によって、地域福祉推進の理念に、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が加わり、断らない相談支援体制の整備、就労支援など社会参加に向けた支援、地域住民が相互に支え合う地域づくりを行っていくことが国から示されました。

また、令和3年4月に施行される改正社会福祉法にも市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うことが示されました。

今年度の主な事業は、「ふれあいとささえあいのまちづくりの実現」に向けた事業の展開および強化として、支えあい体制の構築のための地域福祉事業の発展強化、高齢者のための富津市大佐和地区地域包括支援センターの充実化、高齢者・障害者等のためのふつつ後見支援センターによる受任促進、相談・援助事業における相談センターの富津市生活困窮者自立相談支援事業及び富津市被保護者就労支援事業を重点事項に掲げ推進いたします。また、本会発展・強化のための基盤整備として、中長期計画の策定のための調査・研究を進めてまいります。

そして、これら事業を展開していくために、行政や民生委員児童委員、地区社協など関連機関との緊密な連携を図るとともに、地域住民やボランティアの積極的な参加をいただき、更にコロナウィルス感染症の状況も考慮し、地域福祉の向上を目指します。

【重点事項】

1 社会福祉協議会の目標に即した事業展開および強化

ふれあいとささえあいのまちづくりの実現に向け、地域住民とともに課題の発掘や解決方法を模索しながら、住民がいつまでも自分らしく暮らすことができるよう、関係機関と協働し、各種事業を展開してまいります。

1 地域福祉事業の発展強化

- (1) 地域に暮らす人々が安心して暮らすために状況に応じた福祉事業を強化します。
- (2) 会員組織としての協議体機能を発揮し、関係機関・団体との連携を強化します。
- (3) 地区社会福祉協議会と連携し、地域のニーズ把握や地域独自の事業展開を支援し、地域における支えあい体制の構築に努めます。

2 高齢者・障がい者福祉事業の推進

- (1) 要支援者を対象とした安否確認や緊急時対応事業の充実を図ります。
- (2) 「富津市大佐和地区地域包括支援センター」受託による高齢者福祉の充実を図ります。
- (3) 「ふつつ後見支援センター」による法人後見受任の促進を図ります。
- (4) 「ちょっと困ったお助け隊」「交通手段支援事業」の充実化を図り支援を必要としている障がい者・高齢者の支援を推進します。

3 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア活動の啓蒙・啓発・育成・ニーズの発掘を図ります。
- (2) ボランティア連絡協議会と連携し様々な活動の場におけるボランティアの育成を図ります。
- (3) 災害ボランティアセンターの設置体制を整備します。
- (4) フードバンクとの連携やエコキャップの収集活動等を通じ、多種多様のボランティア活動とその意義について考えるきっかけづくりを支援します。

4 福祉教育の推進

- (1) 各学年（小中学校、高校）・一般市民等、学校における福祉教育だけでなく、生涯学習としての福祉教育の在り方を模索し、各年齢層に応じた体験学習や講演等を通じ福祉教育の啓蒙活動を福祉の意識の高揚を図ります。
- (2) 富津市障害者総合支援協議会と連携し、当事者や施設職員、家族等を巻き込んだ福祉教育のカリキュラムを考え地域住民の福祉に対する啓もう活動を促進します。

5 子育て支援事業の推進

- (1) 市役所子育て支援課と連携し、チャイルドシートの貸出しを行います。
- (2) 「子ども食堂」を後援し、子育て支援活動の推進を図ります。

6 広報・啓発活動の強化

- (1) 地域住民に社会福祉協議会活動に理解を深めてもらえるよう、ホームページのリニューアルを行います。
- (2) 広報誌「福祉ふつつ」の充実を進め、社会福祉協議会活動を分かりやすく紹介します。
「会費」「愛の募金」「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」の趣旨や用途について情報を公開し、地域住民からの理解と協力を頂けるよう推進してまいります。

7 相談・援助事業の強化

- (1) 「福祉なんでも相談窓口」による福祉相談ワンストップを目指し、各関係機関と連携を図ります。
- (2) 一時的な生活困窮者に対し、各種の福祉資金貸付に関する相談や家計の支援を行います。
- (3) コロナ禍における生活困窮者世帯への特例貸付等、時事情勢において緊急的支援が必要な方に対し千葉県社会福祉協議会と連携しながら迅速に対応できるよう努めます。
- (4) 「富津市生活困窮者自立相談支援事業」及び「富津市被保護者就労支援事業」受託による相談支援事業の推進を図ります。

2 社会福祉協議会発展・強化のための基盤整備の推進

組織体制や経営基盤を整備・強化する為に、安定した財源確保を目指し、関係機関との協議を勧めながら連携していけるよう、中長期計画の策定を進めてまいります。

1 各種計画の検討・作成

- (1) 組織体制における中長期計画の策定
今後の組織体制や補助金・委託金事業の在り方、これから起こり得るであろう人員配置やそれに伴う人件費等様々な問題を把握し、組織の発展・基盤強化を目的とする中長期計画策定の為の調査・研究を行います。
- (2) 地域福祉活動計画の策定
行政における地域福祉計画の策定準備に合わせ、行政と連携・協議しながら地域福祉活動計画策定に向けての準備を行います。

2 財源確保の推進

- (1) 福祉需要が増大している状況の中で、社会福祉協議会事業活動の為の財源確保は必須です。そのためには会費収入の安定や募金活動の強化、業務委託や人件費補助等、財源の確保を進めると共に、事業の見直しや予算の管理を強化していきます。
- (2) 自己財源の収入増を図る為の情報収集・調査を行います。

3 組織体制の充実

- (1) 多種多様な事業展開を行う中で職員体制を整備する為、人件費補助を含め行政や千葉県社会福祉協議会と協議してまいります。

4 職員の資質向上と研修体制の確立

- (1) 職員の資質向上と効率的な事務処理を図る為研修体制の強化を図ります。
- (2) 各職域における基礎的・専門的職員研修への参加を促進します。
- (3) 資格取得の為の支援について検討し、職員が専門的スキルを身に付けられる体制を整えます。

5 各関係機関との協力体制の強化

- (1) 行政を初めとする各関係機関との協力体制を強化し、地域福祉の推進を図ります。
- (2) 災害時等、非常時における支援体制の確立を図るため、各関係機関との連絡調整を図ります。

6 法人における苦情解決体制の充実

- (1) 市民が安心して支援を受けられるように苦情解決の体制を強化し、苦情受付者・苦情解決責任者・第三者委員等のスキルの向上に努めます。

富津市社会福祉協議会事業一覧表

法人運営事業

| 事業名 | 内 容 | 備 考 |
|--------------------------|--|-----|
| 会 費 | 区長会の協力により会費の徴収（一般会費 600円 特別会費 1,200円） 市内の法人・企業に協力を依頼（法人会費 10,000円） | |
| 寄付金 | 一般寄付金・特別寄付金 | |
| 市補助金 | 人件費及び事業補助金 | |
| 理事会・評議員会・監査会・評議員選任・解任委員会 | 適切な法人運営と効率的な事業経営を行うために理事会（年7回）・評議員会（年2回）・監査会（年1回）・評議員選任解任委員会（随時）を開催し協議します。 | |

地域福祉事業

| 事業名 | 内 容 | 備 考 |
|----------------|---|-----|
| 福祉カー貸出事業 | 市内の福祉団体等の事業活動及び市民の皆様様の通院や移動支援の為福祉カー（ハイエース・キャラバン・フリード）を貸出し社会参加を促進します。 | |
| シルバーテレホン友愛サービス | ボランティア協力のもと、月曜日から金曜日の午前に、安否確認を目的とした電話訪問を行います。 | |
| 車椅子貸出事業 | 市民の皆様様に車椅子や歩行器の貸出しを行います。（使用目的は問いません） 1か月500円、但し1週間以内であれば無料。 | |
| 子育て支援事業 | 市役所子育て支援課と連携し、チャイルドシートの貸し出しやこども食堂支援を行います。 | |
| 地区社会福祉協議会事業 | 各小学校区単位に設置された地区社会福祉協議会に対し、補助金・委託費を助成し地域の実情に応じた事業に対する活動支援を行います。 （補助金…地域福祉活動に対するもの 委託費…給食サービス事業 等） | |
| ちょっと困ったときのお助け隊 | 職員が一人暮らし高齢者・高齢者世帯・障害者世帯等に対し、業者に依頼するほどではなく短時間で対応できる「ちょっとした」困りごとをお手伝いします。 （お一人様 月1回まで、年12回程度） | |

日常生活自立支援事業

| 事業名 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------------|---|-----------|
| 日常生活自立支援事業（ふっつ後見支援センター） | 高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、定期的に訪問し、福祉サービス利用のお手伝いや、日常的な金銭管理のお手伝い、重要書類等の保全のお手伝いをします。 （利用料 1時間30分未満 1,000円 生活保護世帯は無料） | （詳細は別紙記載） |

ボランティア活動促進事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|-----------------|--|----|
| ボランティアセンター運営事業 | 多様化するボランティアニーズに対応する為、各種情報の収集、連絡調整等を行いボランティア活動を支援します。 | |
| ボランティア活動促進事業 | ボランティア活動を円滑に行うために活動費を助成すると共に、ボランティアの育成や活動中の事故に備えボランティア保険の加入促進等、活動支援を行います。 | |
| ボランティア連絡協議会助成事業 | 市内のボランティア活動団体（個人）の連携や情報共有ができるようボランティア連絡協議会活動に対し助成金を渡し、広報誌の作成や研修等の支援を行います。 | |
| 災害ボランティア | 令和元年房総半島台風を教訓に、災害に備えた資機材の準備やボランティアセンター設置の為にマニュアル作成、災害ボランティアの養成、避難訓練等を行います。 | |

共同募金配分事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|------------------------|--|----|
| 声の広報テープ発行 | 視覚障がい者を対象に音訳奉仕ボランティアによる県民だより、広報ふっつの録音と貸出し（郵送）を行います。 （県民だより…草笛の会 広報ふっつ…いさり火の会） | |
| 福祉教育 | 障がい者総合支援協議会と連携し、各学校の依頼により高齢者・障がい者の体験学習や福祉に関する講演の実施や小中学生のボランティア活動を支援します。 生涯学習としての福祉教育の推進を図ります。 | |
| 第41回富津市社会福祉大会 | 市内関係者や市民の皆さんと「ふれあいと支えあいのある豊かな社会」の実現を目指し、福祉団体のパネル展示や顕彰、記念講演を行い地域福祉の推進を図ります。 | |
| 福祉バザー | 市内で活動している地区社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉団体の財源確保や広報啓発を図ります。 | |
| 災害見舞金・法外援護事業 | 災害見舞金…火災や浸水被害等による全半壊世帯にお見舞金を交付します。 法外援護…所持金がなく帰宅困難者に対し交通費（500円）を支給します。 | |
| 福祉ふっつ発行事業 ホームページの運営 | 社協事業を広く地域住民に周知する為に、社協だよりを年に2回各世帯に配布すると共に、ホームページに情報を掲載します。 | |
| 総合相談事業 | 専門職（弁護士）による無料法律相談を開催します。（月2回、第1・3金曜日） 社協職員による福祉に関するなんでも窓口相談を開設し、日常生活上のあらゆる相談に対し、解決のための支援を行います。 | |
| 福祉緊急救助通報システム設置事業 | 一人暮らし高齢者を対象に緊急通報装置の設置し、安心した在宅生活を送れるよう支援します。 （設置費 10,000円 民生委員を通じて申込み） | |
| 歳末たすけあい配分事業 | 共同募金会事業である歳末たすけあい募金で集まった財源を基に、各種事業に配分し、地域福祉の推進を図ります。 地区社会福祉協議会の助成・福祉団体への助成・歳末たすけあい物品の配布を行います。 *令和2年度の歳末たすけあい物品については、給食サービス利用者に対し長期保存備蓄食料を配布しました。 | |
| 給食サービス | ひとり暮らし高齢者宅への見守りとふれあいを目的として、地区社会福祉協議会に委託し給食サービスを行います。 （委託費は年4回分、それ以上の分については各地区社協の自主財源にて活動） | |
| 買い物・通院支援事業 | 非課税世帯で外出の為に手段のない高齢者を対象に、ボランティアの協力により買い物・通院支援を行っています。 （1人 月に2回まで利用可能です。） | |

在宅ケアサービス事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|------------|--|----|
| 在宅ケアサービス事業 | 高齢者・障がい者等で制度以外の訪問介護サービスを必要とされている方に対し、ヘルパーを派遣します。 (生活援助 1時間850円 身体介護 1時間1,050円 交通費 200円) | |

愛の募金（一円玉募金）事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|-------------|---|----|
| 地区社会福祉協議会活動 | 地区社会福祉協議会の活動財源の確保の為市民及び各企業に協力を依頼し、集計作業終了後、各地区社協に配分する金額を決定します。 各年度における配分金額は前年度実績に基づいて配分します。 | |

富津市委託事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|---------------------------------|---|-----------|
| 富津市大佐和地区地域包括支援センター事業 | 高齢者の総合的包括的支援を目的として、地域や多職種・介護支援専門員と連携しながら様々な介護予防事業の展開を図ります。 | (詳細は別紙記載) |
| 民生委員児童委員 | 富津市民生委員児童委員協議会の事務局 | |
| 老人クラブ | 市老人クラブ連合会の事務局 | |
| 富津市生活困窮者自立相談支援事業及び富津市被保護者就労支援事業 | 生活保護受給者及び生活保護に至っていない生活困窮者に対し、経済的自立のみならず日常生活や社会生活の自立など本人の状態に応じた自立を支援する。 また生活困窮者等の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援を行う事業 | (詳細は別紙記載) |
| 富津市介護予防・日常生活支援総合事業 | 介護保険法による現行型サービスの他に「介護予防マネジメント」を実施 | |

貸付金事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|---|---|----|
| 生活福祉資金貸付事業 老障資金貸付事業 臨時特例つなぎ資金貸付事業 | 低所得者・障がい者・高齢者に対し、相談支援を行いながら各種資金の貸付を行い、経済的自立及び生活の安定を図れるように支援をします。 (千葉県社会福祉協議会委託事業) | |
| 社会福祉金庫貸付事業 | 経済的支援の必要な方に福祉金庫資金の貸し付けを行い、生活の自立や安定を支援します。この事業は富津市の単独事業です。 (緊急小口資金 10,000円 富津市社会福祉金庫資金 40,000円) | |

介護保険事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|-----------------------|--|----|
| 居宅介護支援 審査会委員・訪問調査員 | 介護保険法に基づき、相談・ケアプランの作成・保険請求を行います。 介護保険認定審査会委員及び訪問調査員として認定審査や訪問調査を行います。 | |

成年後見支援センター事業

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|-------------|---|-----------|
| ふっつ後見支援センター | 判断能力が低下している高齢者や障がい者等の権利を擁護する為、家庭裁判所から後見人を受任し、本人を支援します。 成年後見制度に関する相談や後見人の受任、制度の広報啓発活動を行います。 行政と連携し、市民後見人の育成を図ります。 裁判所や関係機関との連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。 | (詳細は別紙記載) |

千葉県共同募金会 富津市支会

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|--------------------|---|----|
| 赤い羽根一般募金・歳末たすけあい募金 | 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金の周知や依頼、取りまとめを行います。 また、集まった募金から災害時のお見舞金や各種事業に配分し地域福祉の推進を図ります。 | |

富津市大佐和地区地域包括支援センター事業計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるよう、高齢者個々の状態の変化とニーズに応じて、介護予防対策、介護サービス等のサービスを切れ目なく継続して提供していくことにより、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核機関として事業を展開していきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

心身の状態等に応じて、対象者が自らの選択に基づき、訪問型サービスや通所サービス等の事業が提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 一般介護予防事業

地域の実情に応じ収集した情報等を活用し、閉じこもりや運動器機能の低下等により何らかの支援を要する方を早期に把握し、地域住民主体の介護予防活動につなげる。

(3) 地域介護予防活動支援事業

地域住民主体の介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談事業

三職種（看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士）によるチームアプローチにより在宅介護等に関する相談や要援護高齢者等の実態把握を行い、状況に応じて、介護保険認定申請等の申請代行を行う。

また、介護保険制度等に該当しない方にも関係機関と連携を取りながら支援を行う。

(2) 権利擁護

- ・認知症高齢者等に対する成年後見制度の活用促進。
- ・高齢者虐待への対応。
- ・老人福祉施設等への措置の支援。
- ・消費者被害の防止。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・地域の関係機関との連携を支援する包括的・継続的なケア体制の構築。
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築支援。
- ・地域の介護支援専門員に対する支援。
- ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携。

(4) 介護予防ケアマネジメント

心身の状況等に応じて、自らの選択に基づき、適切な事業が提供されるよう援助を行う。

(5) 地域ケア会議の開催

地域住民や福祉関係者等と連携して、高齢者が抱える課題等についての話し合いや情報交換等を行い、包括的・継続的な支援活動を行うための地域ケア会議を開催する。

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と在宅介護を一体的に提供できるような体制の構築に努める。

(7) 生活支援体制整備事業

市が配置する生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の支援ニーズの把握と、関係機関とのネットワークを構築し、日常生活上の支援体制の整備を図る。

(8) 認知症総合支援事業

市が設置する認知症初期集中支援チームや医療・介護・福祉等の関係機関等と連携し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を図る。

3 任意事業（認知症サポーター等養成事業）

- ・圏域内における学校等に認知症サポーター養成講座を実施。
- ・認知症の理解を深めるための普及啓発の推進。

4 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域における高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防等の事業を行う地域の保健医療・介護・福祉の関係者等との連携に努める。

5 指定介護予防支援事業

介護保険認定の要支援1・2の方に対する介護予防支援事業のケアマネジメント業務の実施。

ふつつ後見支援センター事業計画

認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を保護し、いつまでも住み慣れた地域の中で自分らしく安心した生活をするために支援するため、以下の事業を展開します

| |
|--|
| <p>1 後見制度に関する相談</p> <p>制度そのものに関する相談はもとより、後見人の仕事に関することや任意後見制度に関する内容の説明、申立書の書き方等、成年後見に関する総合相談の窓口の開設</p> |
| <p>2 法人後見人（補助人・保佐人含）の受任</p> <p>(1) 後見人候補者がいない被後見人に対する法人後見人の受任 (2) 市町村申立てによる被後見人に対する法人後見人の受任 (3) 後見人としての業務遂行</p> <ul style="list-style-type: none">・金銭管理・身上監護・諸契約の締結 等 <p>(4) 後見監督人及び裁判所への定期報告書の提出</p> |
| <p>3 成年後見制度の普及啓発</p> <p>(1) チラシ・ポスターの作成 (2) 地域・各関係団体への周知活動</p> |
| <p>4 各関係機関との連絡調整</p> <p>(1) 成年後見制度利用促進法に伴う行政を含む関係機関との連携 (2) 市内のNPO 法人との協働 (3) 裁判所との連携</p> |
| <p>5 ふつつ後見支援センター運営委員会の開催</p> <p>(1) 受任時における検討及び現況報告 (2) 後見支援センター運営に関する協議</p> |
| <p>6 任意後見契約の締結</p> <p>将来に備え、社協と本人の間で任意後見契約の締結</p> |
| <p>7 日常生活自立支援事業の相談・支援</p> <p>(1) 福祉サービスの利用援助 (2) 財産管理</p> <ul style="list-style-type: none">・公共料金等の支払い支援や金融機関での払い出し、預入支援 <p>(3) 財産保全</p> <ul style="list-style-type: none">・年金証書や不動産権利証等を金融機関の貸金庫にて保全 <p>(4) 生活支援員の養成</p> |

生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業計画

生活に困窮している方の相談窓口として、また生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティーネット」として、就労や生活全般の支援および市役所から依頼を受けた被保護者の就労を支援するため以下の事業を展開します。

| |
|--|
| <p>1 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>(1) 自立相談支援事業 相談支援員が現在の困窮状況を伺いながら、解決に向けた必要な支援策を一緒に考え、プランを策定し、それぞれのプランに基づいて自立に向け支援を行います。 また、総合支援資金特例貸付を利用した方の支援を行い、償還完了まで自立へ向けた継続支援を行っていきます。</p> <p>(2) 住居確保給付金 離職により住居を喪失、または住居を失う恐れのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> |
| <p>2 被保護者就労支援事業</p> <p>(1) 生活保護を受給している稼働可能な被保護者への就労相談を行い、必要な情報の提供及び助言、求職活動への同行支援を行うことで自立の促進を図ります。</p> |
| <p>3 各関係機関との連絡調整</p> <p>(1) 市役所関係各課、区長、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ハローワーク、各地域包括支援センター、学校関係、中核地域生活支援センター、若者サポートステーション、市内外の企業や施設等と連携を図ります。</p> <p>(2) ハローワーク出張相談会を毎月1回程度行います。</p> |
| <p>4 支援調整会議</p> <p>(1) 委託元の市役所社会福祉課、必要に応じ連携する各関係機関等と、毎月1回程度の支援調整会議を開催し、相談者のプランの承認・共有・適切性を協議し、支援終了時には評価を実施します。</p> |
| <p>5 生活困窮者自立支援制度の普及啓発</p> <p>(1) 「くらしと仕事の相談支援センター」のパンフレットの作成および市役所関係各課窓口や大佐和地区地域包括支援センター、富津市社会福祉協議会岩瀬事務所の窓口へパンフレットを設置します。</p> <p>(2) 広報誌「福祉ふっつ」へ掲載し、全世帯へ配布します。</p> <p>(3) 富津市社会福祉協議会ホームページへ掲載し、利用の促進を図ります。</p> <p>(4) 企業・施設等への訪問により当事業の周知や、雇用に関する情報共有を行います。</p> |

令和3年度総合相談事業一覧表

| 相談事業名 | 相談日 | 時 間 | 場 所 | 相談方法 | 相談員 |
|-------------------|-------------|-----------------|--------------------|-----------------------|---------------|
| 法 律 相 談 | 第1・3 金曜日 | 13:30 ~16:30 | 市役所 第一市民 相談室 | 面 接 予約制 87-9611 | 弁 護 士 |
| 福 祉 相 談 なんでも窓口 | 月曜から 金曜日 | 8:30 ~17:15 | 社会福祉協議会 事務室 | 面 接 電 話 87-9611 | 社会福祉協議会 職員 |

○令和3年度会議計画

| 開催日 | 会議名 | 理事会 | 評議員会 | 監査会 | 評議員選任・解任委員会 |
|-----|-----|---|---------------------------------|-----------------------|------------------|
| 5月 | | 31日(月) 新評議員候補者の推薦/ 評議員選任・解任委員の 選任 事業報告・決算 | | 24日(月) 事業報告・決算 | |
| 6月 | | 18日(金) 午後 会長・副会長の選任 | 18日(金) 午前 理事監事の選任 事業報告・決算 | | 4日(金) 新評議員の選任 |
| 8月 | | 25日(水) | | | |
| 10月 | | 13日(水) | | | |
| 12月 | | 15日(水) | | | |
| 2月 | | 16日(水) 新年度事業について | | | |
| 3月 | | 23日(水) 新年度事業計画・予算 | 28日(月) 新年度事業計画・予算 | | |

*3役会議 各理事会前に開催

